

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和7年度復興庁予算のポイント
著者 / 所属	瀬戸山順一 / 国土交通委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	472号
刊行日	2025-2-3
頁	148-157
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250203.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和7年度復興庁予算のポイント

瀬戸山 順一

(国土交通委員会調査室)

《要旨》

「第2期復興・創生期間」の最終年度に当たる令和7年度の復興庁予算においては、復興のステージに応じた被災地のニーズにきめ細かに対応し、必要とされる復興施策を着実に推進するため、総額4,864億円が計上されている。

地震・津波被災地域においては、心のケアを始めとする被災者支援などのきめ細かい取組を着実に進める。また、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建、ALPS処理水の処分等に伴う風評の払拭などの本格的な復興・再生に向けた取組を進める。これらに加え、福島を始め東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

1. はじめに¹

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災（平成23年3月11日）から、間もなく14年を迎える。この間、地震・津波被災地域では、震災からの復興は大きく前進し、住まいの再建や復興まちづくり、道路・港湾などのインフラの復旧がおおむね完了したほか、産業・生業（なりわい）の再生も着実に進展し、復興の総仕上げの段階に入っている。一方で、被災者の心のケアなど残された課題への取組が求められている。

また、原子力災害被災地域においては、令和2年3月までに帰還困難区域を除いた全ての地域で避難指示の解除が実現し帰還環境の整備が進むとともに、帰還困難区域内に設定された6町村（双葉町・大熊町・浪江町・富岡町・飯舘村・葛尾村）の特定復興再生拠点区域では令和5年11月までに避難指示が全て解除された。さらに、同年6月に成立した改正福島復興再生特別措置法により創設された「特定帰還居住区域」制度（後述）に基づき、同年12月以降、大熊、双葉、浪江及び富岡の4町²において順次、除染・家屋解体等が開始されるなど、復興・再生に向けた取組が本格的に始まっている³。一方で、東京電力福島第

¹ 本稿は令和7年1月17日現在の情報に基づき執筆している。なお、予算額は、四捨五入によっているため、合計が一致しないものがある。

² 葛尾村においては、令和5年度に実施した帰還意向調査の結果を踏まえ、今後、同制度を活用する予定。

³ 避難指示解除区域全体の居住者数は、平成29年4月時点では約0.4万人であったが、令和6年5月時点では約

一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の廃炉を着実に進め、福島の復興を実現するためには先送りできない課題とされてきたALPS処理水の処分（海洋放出）⁴が令和5年8月に開始されたものの、事故収束や環境再生、帰還の促進、帰還困難区域全域の避難指示解除など、今後も国が前面に立った中長期的な対応が必要となっている。

本稿では、令和3年度からの「第2期復興・創生期間⁵」の最終年度に当たる令和7年度の復興庁予算のポイントを紹介する。

2. 令和7年度復興庁予算のポイント

（1）令和7年度復興庁予算の全体像（図表1及び2）

令和7年度東日本大震災復興特別会計の歳出予算額6,592億円（前年度当初予算比4.1%増⁶）のうち、復興庁予算として総額4,864億円⁷（同3.3%増）が計上されている。予算総額は10年ぶりに前年度比で増額となり、概算要求額（4,855億円）を上回った。令和7年度予算は、復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、効率化を進め、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化するとの方針⁸の下、編成されているが、増額となった主な要因は、労務費や資材価格の高騰等の影響、特定帰還居住区域の整備の本格化などである。分野別では、被災者支援199億円（同8.7%減）、住宅再建・復興まちづくり675億円（同27.4%増）、産業・生業の再生361億円（同9.1%増）、原子力災害からの復興・再生3,355億円（同0.5%増）、創造的復興⁹224億円（同6.3%減）、東日本大震災の教訓継承事業0.3億円（同70.0%減）、復興庁一般行政経費等49億円（同2.1%増）となる。

1.7万人にまで増加している。なお、福島県内外で避難生活を続けている人の数は、ピーク時（平成24年5月）には約16.5万人に上ったが、令和6年11月1日時点では約2.56万人（県外約1.98万人、県内約0.58万人）となっている（復興庁「全国の避難者数」（令和6年12月6日））。

⁴ 「ALPS処理水」とは、福島第一原発の建屋内にある放射性物質を含む水（汚染水）について、多核種除去設備（ALPS）等により、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化した水のこと。汚染水は、原子炉の中に残る溶けて固まった燃料（燃料デブリ）を冷却するための継続的な注水や建屋への地下水等の流入により事故後毎日発生しており、同原発内の敷地で保管されている、ALPS処理水を貯めるタンクが敷地を圧迫し廃炉作業に支障が生じかねない状況にあることから、廃炉作業に必要な敷地を確保するため、政府は、海洋放出など五つの処分方法を検討した結果、令和3年4月、2年程度後を目途にALPS処理水を海洋放出する方針を決定した。東京電力による放出設備等の準備期間を経て、令和5年8月の関係閣僚会議で海洋放出の開始を判断した。海洋放出に当たっては、トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう海水で大幅に薄めた上で計画的に行うとともに、国内外の機関がモニタリングを実施し、結果を公表している。現在まで海洋放出を停止するような有意な結果は観測されていない。

⁵ 令和2年7月、復興推進会議は、「令和3年度以降の復興の取組について」を決定し、令和3年度から令和7年度までの5年間を、「集中復興期間（平成23年度～平成27年度）」、「（第1期）復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」に続く「第2期復興・創生期間」と位置付けた。

⁶ 復興庁所管予算以外の主な歳出増の要因は、震災復興特別交付税（総務省所管）の増（前年度当初予算比15.6%（89億円）増）である。

⁷ 復興庁独自執行分は856億円（前年度当初予算比1.8%減）、復興庁予算に一括計上されている各府省庁執行分は4,008億円（同4.5%増）である。

⁸ 復興庁「令和7年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方」（令6.7.29）

⁹ 「東日本大震災復興構想会議の開催について」（平成23年4月11日閣議決定）において、「復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していく」こととされ、第2次安倍内閣発足時の「基本方針」（平成24年12月26日閣議決定）においても、「単なる「最低限の生活再建」にとどまることなく、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる」ことが掲げられている。

図表1 令和7年度復興庁予算（当初）総括表

（単位：億円）

区 分	令和6年度 当初予算額	令和7年度 概算決定額	対前年度比
			(%)
復興庁	4,707	4,864	3.3
1. 被災者支援	218	199	▲ 8.7
・被災者支援総合交付金	93	77	▲ 17.2
・被災した児童生徒等への就学等支援	20	16	▲ 20.0
・緊急スクールカウンセラー等活用事業	15	14	▲ 6.7
・仮設住宅等	5	4	▲ 20.0
・被災者生活再建支援金補助金	12	7	▲ 41.7
・地域医療再生基金	21	35	66.7
・その他	52	45	▲ 13.5
2. 住宅再建・復興まちづくり	530	675	27.4
・家賃低廉化・特別家賃低減事業	216	230	6.5
・社会資本整備総合交付金	162	260	60.5
・国営追悼・祈念施設整備事業	11	41	272.7
・森林整備事業	40	39	▲ 2.5
・災害復旧事業	84	96	14.3
・その他	17	10	▲ 41.2
3. 産業・生業(なりわい)の再生	331	361	9.1
・災害関連融資	13	11	▲ 15.4
・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	9	11	22.2
・水産業復興販売加速化支援事業	41	41	0.0
・漁業・養殖業復興支援事業	-	44	皆増
・福島県農林水産業復興創生事業	40	37	▲ 7.5
・福島県営農再開支援事業	21	20	▲ 4.8
・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業	19	24	26.3
・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	122	110	▲ 9.8
・福島県における観光関連復興支援事業	5	5	0.0
・ブルーツーリズム推進支援事業	3	3	0.0
・その他	59	56	▲ 5.1
4. 原子力災害からの復興・再生	3,338	3,355	0.5
・福島再生加速化交付金 ※1	601	599	▲ 0.3
・福島生活環境整備・帰還再生加速事業	53	52	▲ 1.9
・特定復興再生拠点整備事業	370	199	▲ 46.2
・特定帰還居住区域整備事業	450	620	37.8
・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業	37	37	0.0
・中間貯蔵関連事業	1,008	1,045	3.7
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等	407	413	1.5
・除去土壌等適正管理・原状回復等事業	150	159	6.0
・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策	20	20	0.0
・その他	252	220	▲ 12.7
5. 創造的復興	239	224	▲ 6.3
・福島国際研究教育機構関連事業 ※2	154	164	6.5
・福島イノベーション・コースト構想関連事業	54	54	0.0
・移住等の促進			
・福島県高付加価値産地展開支援事業	27	3	▲ 88.9
・「新しい東北」普及展開等推進事業	3	2	▲ 33.3
・「大阪・関西万博」関連事業 ※3	4	3	▲ 25.0
6. 東日本大震災の教訓継承事業	1	0.3	▲ 70.0
7. 復興庁一般行政経費等	48	49	2.1

〔注〕計数整理の結果、異同を生じることがある。また、金額は単位未満四捨五入によるため合計が一致しないものがある。

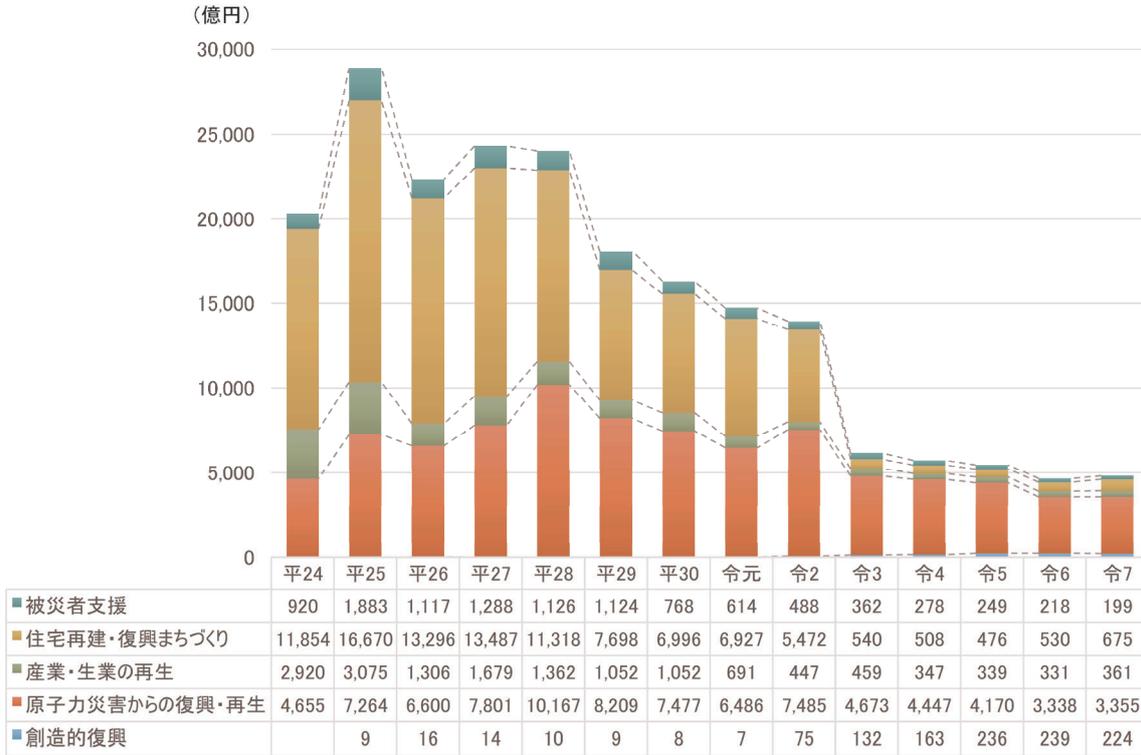
※1 他事業との重複あり。

※2 別途、共管省の一般会計予算にも運営費等を計上（2億円）、全体で165億円（R7年度）。

※3 4.に含まれる「地域の魅力等発信基盤整備事業」の内数も含む。

（出所）復興庁「令和7年度復興庁予算概算決定総括表（東日本大震災復興特別会計）」等より作成

図表2 復興庁予算（当初）における主要5分野に係る予算額の推移



注1 令和7年度を除く各年度の予算額は、翌年度予算において前年度予算額として掲載されている金額。
 注2 創造的復興の予算区分は、令和3年度からのため、元年度以前は「新しい東北」区分の予算額（平成24年度は計上なし、25年度は他区分（東日本大震災復興推進調整費）による執行分）を記載（令和2年度は注1のとおり）。
 （出所）復興庁「各年度予算概算決定」より作成

なお、令和7年度予算における復興財源フレーム対象経費は、予備費を除き4,225億円である¹⁰。

令和7年度予算では、新規の事業はなく、また、主要な事業において内容が拡充されるものはない。以下、分野ごとに前年度当初予算比で増減の大きな事業を中心に予算のポイントを見ていくこととする。

¹⁰ 復旧・復興事業の規模と財源の見通しを示す「復興財源フレーム」に関し、前掲脚注5の復興推進会議決定において、復興期間15年間の総額は32.9兆円程度、このうち第2期復興・創生期間は1.6兆円程度と見込まれている。令和7年度予算を含めた現時点での執行見込額は33兆円程度とされ、単純計算で0.1兆円程度の不足が生じることになる。令和5年6月に制度化した特定帰還居住区域制度に基づく取組など、新たな復興事業が必要となり、当初想定した規模を上回ったのが主な要因であるが、第2期復興・創生期間で追加的に必要となる経費が生じた場合には、令和8年度以降の財源とあわせて対応するとの方針が示されている（「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」（令和6年12月27日復興推進会議決定））。なお、復興財源フレーム対象経費では、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等は除外等されている。そのため、求償対象経費等を含む復興関連予算としては、令和5年度までの13年間の執行見込額は40.9兆円となっている（復興庁「令和5年度東日本大震災復興関連予算の執行状況について」（令和6年7月31日））。さらに、福島第一原発の事故処理に要する費用は、国の復興予算とは別の支弁スキームとなっており、令和5年12月時点での想定では23.4兆円（廃炉・汚染水対策：8兆円、被災者賠償（除染・中間貯蔵を含む。）：15.4兆円）と試算されている。

(2) 被災者支援

復興の進展によって生じる「心身のケア」、「コミュニティの形成・再生」、「住宅・生活再建の相談支援」及び「心の復興」等の課題に対応するため、地方公共団体等における被災者支援の取組を一体的に支援する「被災者支援総合交付金」など、多様化・個別化してきている被災者の状況に応じたきめ細かな支援を実施することとしている。

なお、被災者支援総合交付金については、対象地域の地方公共団体における事業の進捗を踏まえた申請見込みを積み上げた結果、前年度当初予算比で減額となった（令和6年度予算93億円→令和7年度予算77億円）。

また、「双葉地域における中核的病院」の整備¹¹、「福島県ふたば医療センター附属病院」の運営支援など、避難指示が解除された区域における医療提供体制の再構築を支援するため、福島県に造成された「地域医療再生基金」の積み増しを行う「地域医療再生臨時特例交付金」については、令和7年度に事業を実施する上で必要となる計画額が、福島県と調整の上、対前年度で増加したため、増額することとしている（令和6年度予算21億円→令和7年度予算35億円）。

(3) 住宅再建・復興まちづくり

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅の家賃低減のほか、災害復旧事業等についての支援を継続することとしている。

なお、「社会資本整備総合交付金（復興枠）」については、労務費・資材価格の高騰による影響等に係る経費の増のため、前年度当初予算比で増額となっている（令和6年度予算162億円→令和7年度予算260億円）。

また、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のために、岩手、宮城、福島の被災3県において中核的施設となる丘や広場等を整備する「国営追悼・祈念施設整備事業」については、未整備の福島県に設置する施設について、令和7年度内での完成を目指し、前年度当初予算比で増額することとしている（令和6年度予算11億円→令和7年度予算41億円）。

(4) 産業・生業の再生

福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村¹²における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するとともに、ALPS処理水の処分に伴う対策として、福島県を始めとした被災県に対しての水産に係る加工・流通・消費対策や漁業者に対する人材育成の支援などの生産体制の強化を実施することとしてい

¹¹ 「双葉地域における中核的病院整備基本構想」（令和5年11月福島県病院局）において示された整備スケジュールでは、令和11年度以降を想定しつつ、できる限り早期の開院を目指し、令和6年度に基本計画、令和7年度から令和8年度に調査、基本・実施設計、令和8年度から造成、建築工事などと記されている。

¹² 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

る¹³。

増減の大きな主な事業は次のとおりである。

ア 漁業・養殖業復興支援事業

本事業は、震災で悪影響を受けた漁業者や養殖業者の生産活動の再開に向けて、経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい経営環境の下でも漁業や養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図ることを目的としており、①「がんばる漁業復興支援事業」及び②「がんばる養殖業復興支援事業」の2つの事業からなる。①の事業では、地域で策定した復興計画に基づき、福島県又は近隣県（青森県～千葉県）の漁業者が実施する新船導入等による不漁対策、1割以上の収益性向上、養殖業への転換などの収益性の高い操業体制の確保を図る取組や、福島沿岸漁業者の本格操業に向けた、漁獲量を震災前の5割以上に回復させる取組を行う漁業協同組合等に対し、必要な経費（用船料、燃油代、氷代等）を支援する。また、②の事業では、地域で策定した復興計画に基づき、収益性の高い操業体制への転換や、福島県又は近隣県に住所又は事業場を有し、養殖業への転換に取り組む漁業者との協業に取り組む漁業協同組合等に対し、必要な経費（施設等借上費、養殖作業費、資材費等）を支援する。これらの支援に必要な経費は、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に造成された「水産業体質強化総合対策事業基金（漁業・養殖業復興支援事業助成勘定）」を通じて、漁業協同組合等に対して助成されており、同機構には、平成23年度第3次補正予算及び平成24年度当初予算により、計924億円の補助金が交付されている。

同基金の残高は、令和5年度末が326億円であり、令和6年度末が222億円、令和7年度末が104億円と見込まれているところ、同年度までの第2期復興・創生期間中に認定が見込まれる復興計画に基づく事業を円滑に実施するため、令和7年度予算では、同基金を積み増すこととしている（令和6年度予算計上なし→令和7年度予算44億円）。

イ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

本補助金は、震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等の15市町村¹⁴において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することで、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させるとともに、原子力災

¹³ 令和5年9月、政府は、ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金（令和3年度経済産業省関係補正予算（一般会計・エネルギー対策特別会計）、令和4年度経済産業省関係第2次補正予算（同）により、それぞれ300億円、500億円の基金を造成）による支援や東京電力による賠償に加え、令和5年度一般会計予算予備費207億円を活用して、特定国・地域依存を分散するための緊急支援（水産物の新たな需給構造構築に向けて、新たな輸出先の開拓や新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化を支援）を実施するため、総額1,007億円からなる「水産業を守る」政策パッケージを策定した。同パッケージは、早急に行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期すこととされ、令和5年12月に成立した同年度経済産業省関係補正予算（一般会計）では、ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業89億円を計上した。また、令和6年12月に成立した同年度経済産業省関係補正予算（一般会計）では、ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業緊急支援事業140億円及びALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業113億円を計上している。

¹⁴ 原子力災害被災12市町村に、いわき市、相馬市、新地町を加えた15市町村を指す。

害被災12市町村において、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業施設等の立地を支援し商業回復を進めることを目的とするものである。これらの支援に必要な経費は、公益財団法人福島県産業振興センターに造成された「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金」を通じて、民間企業等に対して補助されており、同センターには、平成28年度以降、令和2年度を除き、毎年度当初予算により、本補助金が交付されてきた。

平成28年度の制度創設時から令和5年度までに、累計179件の事業を採択し、約1,750人の新規地元雇用を創出したとされているが、令和7年度予算では、交付決定見込み件数の減少に伴い、前年度当初予算比で減額することとしている（令和6年度予算122億円→令和7年度予算110億円）。

なお、本基金については、令和6年11月に政府の行政事業レビューの一環として実施された秋の年次公開検証（秋のレビュー）¹⁵の対象事業とされ、有識者から基金残高（令和5年度末時点で806億円）の適正化の検討等が指摘されたが、概算要求時と比較して本補助金の金額に変更はない。

（5）原子力災害からの復興・再生

原子力災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示が解除された地域における生活環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵施設の管理運営等・放射性物質汚染廃棄物の処理・除去土壌等搬出完了後の仮置場の原状回復等を着実に推進する¹⁶。また、A L P S 処理水の処分に伴う対策を含めた農林水産・観光等における風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施することとしている。

増減の大きな主な事業は次のとおりである。

ア 特定復興再生拠点整備事業

本事業は、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興・再生を推進するため、国から認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、同区域の整備に必要な除染や家屋解体等を行うことを目的としている。同計画が認定されている6町村（双葉町・大熊町・浪江町・富岡町・飯館村・葛尾村）においては、除染工事はおおむね実施済みであるとして、令和5年11月までに当該6町村の全ての同区域で避難指示は解除されている。避難指示の解除後も、引き続き、除染工事等の進捗率の向上に取り組んでおり、除染工事の進捗

¹⁵ 「秋のレビュー」は、行政改革推進会議の下、外部有識者が参加し公開で事業の検証を行うものであり、各府省庁による点検を経て、更なる見直しの余地がある事業が対象に選ばれている。レビューの結果は予算編成過程での活用が想定されている。

¹⁶ 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために、必要な措置を講ずることとされている（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第3条第2項）。令和6年12月20日、原子力災害対策本部が開催され、福島県内の除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、閣僚会議の設置と、再生利用の推進等の基本方針を策定するとの方針が決定された。同日、同決定に基づき設置された「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が開催され、来年（令和7年）春頃までに、再生利用の推進、再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進を3本柱として、基本方針を取りまとめること、基本方針を着実に実行するため、来年夏頃にロードマップを取りまとめることとされている。

率は9割超（令和5年11月末時点）、家屋等の解体工事の進捗率（申請受付件数比）は約88%（令和6年11月末時点）となっている¹⁷。

令和7年度予算では、本事業の進捗による除染等工事の規模の縮小及び大型建物の解体件数の減少等を踏まえ、前年度当初予算比で減額することとしている（令和6年度予算370億円→令和7年度予算199億円）。

イ 特定帰還居住区域整備事業

令和5年6月、2020年代をかけて特定復興再生拠点区域（拠点区域）外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、市町村が、帰還困難区域内の拠点区域外に、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする区域（特定帰還居住区域）を設定できる制度を創設する改正福島復興再生特別措置法が成立した。上記制度に基づき、令和6年4月までに、大熊、双葉、浪江及び富岡の4町において、特定帰還居住区域復興再生計画が国からそれぞれ認定された。本事業は、特定帰還居住区域の復興・再生を推進するため、認定された計画に沿って、同区域の整備に必要な除染や家屋解体等を行うことを目的としており、令和7年度予算では、引き続き、避難指示の解除に向け、除染・家屋解体等を行うこととしているが、除染・家屋解体等の本格化に伴い、前年度当初予算比で増額することとしている（令和6年度予算450億円→令和7年度予算620億円）。

（6）創造的復興

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島国際研究教育機構（F-REI）の取組や福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施することとしている。創造的復興に掲げる事業については、被災地復興の更なる推進力としての効果が期待されている。

増減の大きな主な事業は次のとおりである。

ア 福島国際研究教育機構関連事業

本事業は、令和4年5月に成立した改正福島復興再生特別措置法に基づき、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し令和5年4月に設立された、F-REIの運営等を支援するため、①研究開発の支援体制の充実など法人運営等に必要な経費、②F-REIの中核となる研究開発事業等（研究開発・産業化・人材育成）¹⁸の実施に必要な経費、③施設整備等に向けた取組の実施に必要な経費を計上しており、令和7年度予算は、前年度当初予算比で増額となった（令和6年度予算154億円→令和7年度予算164億円¹⁹）。

なお、③の施設整備については、令和12年度までの復興庁設置期間内での順次供用開

¹⁷ 環境省「データでみる福島再生」（2025年（令和7年）1月10日）

¹⁸ F-REIにおいては、中期目標、中期計画等を踏まえながら、日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、福島の優位性を発揮できる5分野（①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発を実施することとしている。なお、研究開発については、F-REIが十分な研究体制を整備するまでの間は、他機関への委託研究を中心に行うこととしている。

¹⁹ 別途、東日本大震災復興特別会計の終了以降も見据え、F-REIの段階的・計画的な恒久財源等による運営への移行の一環として、F-REIを共同で所管する文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、環境の5省の一般会計予算にも合計で2億円を計上している（全体で計165億円）。

始が目標とされているが、可能な限り建設工事を前倒しし、本部施設棟の令和10年度の完成を目指して、令和7年度から、大型の実験設備を格納する施設の設計に取りかかるとともに、敷地の造成に本格的に着手することとしている。

イ 福島県高付加価値産地展開支援事業

本事業は、原子力災害被災12市町村の営農再開の加速化に向け、市町村を越えて広域的に生産、加工等が一体となった高付加価値生産等を展開する産地の創出に必要な取組を支援することを目的としている。具体的には、①高付加価値産地の拠点となる集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設等の整備事業、②高付加価値産地の展開に必要な、農業機械等のリース導入、生産資材や家畜の導入等の推進事業を支援する。令和7年度予算では、令和6年度までの事業の進捗を踏まえ、①の整備事業に要する経費は計上せず、減額することとしている（令和6年度予算27億円→令和7年度予算3億円）。

（7）東日本大震災の教訓継承事業

令和5年8月、復興庁は、東日本大震災の教訓を継承するため、有識者による議論も踏まえ、発災から第1期復興・創生期間の終了に至るまでの10年間の政府の復興政策の経緯・課題等を取りまとめた「東日本大震災 復興政策10年間の振り返り」を公表し、国内外に広く展開を図ってきた。この10年間の振り返りに関する業務は、令和6年度で完了するため、令和7年度予算では、復興政策における重要な意思決定に関わった閣僚を始めとする国会議員、地方公共団体の首長等の証言（オーラルヒストリー）を収集、記録するとともに、伝承団体や伝承プログラムの情報を取りまとめ、被災地全体で一覧性をもって公表することとしている（令和6年度予算1億円→令和7年度予算0.3億円）。

3. おわりに

令和7年度は、第2期復興・創生期間の最終年度であり、「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定、令和6年3月19日最終変更）において、原子力災害被災地域を中心に復興事業全体の在り方について見直しを行うこととされている。また、復興推進委員会のワーキンググループ（後述）における議論も踏まえ、令和6年12月27日に復興推進会議が決定した「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」においては、第2期復興・創生期間後の次の5年間の初年度である令和8年度の予算編成に反映させるため、令和7年夏までに現行の基本方針を見直すとともに、同年夏頃を目途に、次の5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すとの方針が示された。

第2期復興・創生期間後の復興事業の在り方をめぐっては、令和6年11月に行政改革推進会議の下で実施された秋のレビューにおいて、福島の復興関連3事業（上記の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金のほか、福島再生加速化交付金、福島生活環境整備・

帰還再生加速事業)が対象事業に選ばれ、有識者から補助内容の見直し等が指摘された²⁰。また、復興推進委員会の下で第2期復興・創生期間までの復興施策の総括・検証を行っているワーキンググループが、同年12月に原子力災害被災地域の復興施策の課題を中間整理として取りまとめ²¹、その中で福島再生加速化交付金など一部の復興事業の見直しが主な検討課題として盛り込まれた。

こうした指摘等を受け、福島県内の被災自治体や被災者の間には、国の財政負担の減少による復興事業の遅れや地域間の復興格差が生じるといった懸念が広がった。しかし、上記の令和6年12月の復興推進会議決定においては、①次の5年間は同決定に掲げられた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する、②現時点で、令和8年度からの5年間の復旧・復興事業の規模は1兆円台後半と見込まれる、③福島県については、県や市町村が進めている事業を十分に確保した上で、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれるとの方向性が示された。この点も踏まえ、福島県知事も、県が訴え続けてきた福島の実情や切実な思いをしっかりと理解してもらったと評価した²²。

このように、第2期復興・創生期間後の次の5年間についても、全体として第2期復興・創生期間の5年間(1.6兆円程度)と同水準以上の事業規模(財源)が確保される見通しとなった。次の5年間も、中長期的な対応が必要となる福島の復興・再生に向けた取組が引き続き中心となろうが、地震・津波被災地域においても、第2期復興・創生期間の終了までに完了が見込まれるハード整備や住まいの再建といった事業とは異なり、漁獲量が震災前の水準までいまだ回復していない状況にある上に、ALPS処理水の海洋放出の影響を受けた水産業等への支援を始め、被災者の心のケアや被災した子どもに対する支援等は中長期的な取組が必要とされるため、第2期復興・創生期間後も復興施策による対応を検討するなど、政府においては被災地に寄り添って丁寧に対応することが求められる。

(せとやま じゅんいち)

²⁰ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金については本文で述べたとおりであるが、福島再生加速化交付金及び福島生活環境整備・帰還再生加速事業については、概算要求時との比較ではいずれも減額となったが、令和7年度予算額は前年度とほぼ同水準となった。

²¹ 地震・津波被災地域及び震災の教訓継承に関する復興施策の総括については、原子力災害被災地域に先行して行われ、令和6年8月に復興推進委員会に対し検討結果の報告が行われている。原子力災害被災地域の復興施策の総括については、更に議論を深め、令和7年夏頃に取りまとめを行うこととしている。

²² 『福島民友』(令6.12.28)